



「相続財産清算人等・不在者財産管理人制度に関する自治体職員向けセミナー」実施報告

空家対策・財産管理制度等に関するプロジェクトチーム 副座長 阪口 博教

令和7年11月17日（月）午後1時30分から午後4時まで、大阪弁護士会空家対策・財産管理制度等に関するPT（以下「当PT」といいます。）主催の「相続財産清算人等・不在者財産管理人制度に関する自治体職員向けセミナー」をウェビナーにより開催しました。参加者は自治体職員が129名、当会会員が11名の合計140名でした。

1 大阪家庭裁判所による講演

冒頭、大江千佳副会長の開会挨拶のあと、大阪家庭裁判所鈴木美香裁判官、村瀬進主任書記官、鷺見咲也加書記官より、「相続財産清算制度・不在者財産管理制度について」講演をしていただきました。

裁判官には、相続財産清算人と不在者財産管理人の権限、制度趣旨等を比較しながら説明いただくとともに、自治体による活用が想定される事案についても説明いただきました。

さらに、自治体の関心事の一つである予納金について、通常の申立てに比べて低額に設定していることを説明していただきました。

また、配布レジュメも、講演用レジュメの中に、より詳細な内容を知りたい人に向けた資料の「Q&A」の番号を記載する等、後から詳細な内容を調べやすいよう工夫されていました。

参加された自治体からは、これまで申立実績がなかったが、今後の申立てに向けて、大変参考になったとご意見をいただきました。

2 当会会員による事例報告

自治体申立事案の財産管理人を経験された当会会員2名による事例報告が行われました。

喜多鉄春会員（相続財産清算人）には、自治体が、空家対策を行う中で、相続人不存在が判明し、相続財産清算人が空家を処分することで解決した事案につき、時系列に沿って相続財産清算人の活動内容を説明していただくとともに、自治体が申立ての際に検討すべき事項についても、説明いただきました。

笹野皓平会員（不在者財産管理人）には、公営住宅の賃貸借に関して、賃借人が不在となった事案について、不在者財産管理人の活動内容を説明していただくとともに、自治体の要望のうち、不在者財産

管理人が対応できること、できないことについて、詳しく説明していただきました。

両会員に具体的な活動内容をわかりやすく説明していただいたことで、自治体職員からも、イメージをつかむことができたとの意見をいただきました。

3 引き続き、当PTの入江寛副座長に、所有者不明土地建物管理制度等の概要と活用状況、及び、区分所有法改正（令和8年4月1日）に伴って規定されたマンション等に特化した財産管理制度について、簡潔に説明いただきました。

4 次に、書記官及び当PT所属の委員が、参加自治体より事前に質問を受けていた内容について、回答し、質問した自治体以外の自治体からも、日常業務から発生する疑問点への回答であり、参考になるとのご意見をいただきました。

5 その後、近畿地方整備局用地部の藤井靖久用地補償・土地調整管理官より、土地の所有者の探索、民法の財産管理人請求も対象となる補助金制度（所有者不明土地等対策事業費補助金）の概要につき、説明していただき、その中で、近隣の自治体の動向等についても、説明していただきました。

6 最後に、当PTの杉山洋史座長が閉会の挨拶を行い、当会の取組みについて紹介し、本セミナーは終了となりました。

本セミナーは今回で6回目の開催となり、毎回、裁判官に、予納金の解説をしていただいておりますが、アンケートの中に、自治体申立ての予納金が低額に設定されていることを初めて知ったとの意見もあり、次年度以降の継続開催の必要性を感じました。

本セミナーを開催することで、自治体の課題解決の方法として、相続財産清算制度・不在者財産管理制度、所有者不明土地建物管理制度等の利用が広がることが期待されます。

自治体向け法的支援・弁護士採用等のお問合せ先

大阪弁護士会行政連携センター

電話 **06-6364-1681**

（大阪弁護士会委員会部司法課が対応いたします。）